

指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果概要

(担当：観光物産課)

| | |
|---------|---|
| 1 施設名 | 名 称 観光ほっとプラザ「たまらら」 所在地 玉名市両迫間308番地 |
| 2 施設の概要 | (1) 構造 鉄骨造平屋建 (2) 面積 敷地面積 557.83㎡ 建築面積 409.03㎡ 床面積 405.91㎡ ・ 観光案内所(ホール) 61.06㎡ ・ 特産品展示販売コーナー 82.25㎡ ・ 喫茶飲食・待合コーナー 59.00㎡ ・ 厨房 23.20㎡ ・ トイレ(男・女・多目的) 61.67㎡ ・ 事務室 33.72㎡ ・ 会議室 21.46㎡ ・ 倉庫 8.51㎡ (3) 開館時間 午前9時から午後7時まで (4) 休館日 無休 |
| 3 募集概要 | 非公募 (理由) 「たまらら」は、熊本県の北の玄関口となる九州新幹線玉名駅に併設しており、本市のみならず県北地域及び菊池川流域の総合的な観光案内所として設置された施設である。 このため、その運営においては、県北地域の各観光協会や観光関係機関や団体との連携が求められている。本市の観光振興の核である一般社団法人玉名観光協会は、広域的な連携を築きあげているため、平成23年1月からの本施設の開設にあたり、同協会を指定管理者に指定している。 また、県内外から広く利用者呼び込むためにも同協会が実施する観光誘致活動の一環として積極的なPRを展開することが可能であり、同協会の役割とこの施設の設置目的・機能とが密接な関係にあるため、公募を行わず一般社団法人玉名観光協会を引き続き指定管理者に予定する。 |
| 指定期間 | 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで |

| | | |
|--|-----------|---|
| | 業務内容 | <p>(1) 施設管理に関する業務</p> <p>ア 施設の点検</p> <p>イ 上下水道料等の光熱水費の支払い</p> <p>ウ 修繕工事等（別途協定書に定める軽微なものに限る。）</p> <p>エ 法定点検等</p> <p>オ その他施設管理に必要な業務</p> <p>(2) 清掃に関する業務</p> <p>(3) 利用管理に関する業務</p> <p>ア 利用案内、利用指導、利用促進、広報公聴等</p> <p>イ 事故、災害等緊急時の対応</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整等</p> <p>エ 利用状況等の調査、報告</p> <p>(4) 観光ほっとプラザ「たまらら」条例に掲げる業務</p> <p>(5) その他施設管理上必要と認める業務</p> <p>※次の許可等については、市が行う。</p> <p>① 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）</p> <p>② 不利益処分に係る手続き（玉名市行政手続条例第13条第1項）</p> |
| | 指定管理料の基準額 | <p>75,000千円（5年）</p> <p>単年度15,000千円</p> |
| 4 審 査 の 概 要 及 び 結 果 | 審査方法 | <p>5つの審査基準毎に審査項目、審査内容を定め、審査内容に応じて5点を配点（ただし、審査基準「住民の平等な利用を確保」に関する審査内容については、点数とせず「適・否」で判断）。</p> <p>それぞれの審査内容を採点し、指定管理候補者として適当な団体であるか否かについて、委員会の選定意見をまとめる。</p> |
| | 選定委員会の委員 | 副市長、企画経営部長、産業経済部長、有識者3人（玉名市区長会協議会、公益社団法人玉名法人会、玉名市観光戦略会議）計6人 |
| | 審査基準 | 別添1「審査基準表」のとおり |
| | 審査経過 | <p>観光ほっとプラザ「たまらら」指定管理候補者選定委員会</p> <p>（開催日）令和4年11月8日</p> <p>（内容）①導入方針、事業計画、収支計画その他提出資料の説明 予定団体によるプレゼンテーション及び質疑応答 ②指定管理候補者の選定</p> |
| | 審査結果 | <p>指定管理候補者 一般社団法人玉名観光協会</p> <p>評価結果及び選定理由</p> <p>1 評価結果 別添2「観光ほっとプラザ「たまらら」指定管理候補者選定委員会集計表」のとおり</p> <p>2 選定理由 別添1「審査基準表」により各委員が採点。 適切な管理と効率的な業務遂行が期待できると評価されました。 なお、申請者の指定管理料の申請価格は、次のとおりです。</p> |

| | | | | |
|--------------|----------|---|--------------|----------|
| | | <p>申請者の管理料総額（5年分）</p> <table border="1"><tr><td>一般社団法人玉名観光協会</td><td>75,000千円</td></tr></table> <p>※上記金額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。</p> <p>上記の結果、全委員の合意により「一般社団法人玉名観光協会」が指定管理候補者として適当であると判断しました。</p> | 一般社団法人玉名観光協会 | 75,000千円 |
| 一般社団法人玉名観光協会 | 75,000千円 | | | |

審査基準表（観光ほっとプラザ「たまララ」）

【別添1】

| 審査基準 | 審査項目 | 審査内容 | 配点 |
|--|-----------------------------|---------------------------------------|-----|
| 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 | 施設の設置目的及び市が示した管理の基準 | 施設の設置目的を理解しているか。 | 適・否 |
| | | 市が示した管理の基準と法人及びその他の団体が提案した運営方針が合致するか。 | |
| | | 申請者の経営モラルは適切か。 | |
| | 住民の施設の平等な利用の確保 | 利用申込等が公平な利用を確保するものとなっているか。 | |
| | | 生活弱者等へ配慮されているか。 | |
| ※ 選定委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。 | | | |
| 1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。 | 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 | 施設の設備及び機能を十分に活用した提案となっているか。 | 70 |
| | | 年間の広報計画の内容は適切か。 | |
| | | 地域、関係機関等との連携が図られているか。 | |
| | | その他利用者増を高める内容は適切か。 | |
| | サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | サービス向上のための取組内容は適切か。 | |
| | | 利用料金の設定は適切か。 | |
| | | 自主事業の提案は実現可能か。 | |
| | | 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。 | |
| | | 全体的に施設の設備及び機能を活用した内容となっているか。 | |
| | 施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | 利用料金の設定は適切か。 | |
| | | 利用者ニーズの把握やその対応策が適切か。 | |
| | | 求めている実施水準が事業計画書で提案されているか。 | |
| | | 施設管理及び安全管理は適切か。 | |
| 2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。 | 施設の管理運営に係る経費の内容 | 維持管理は効率的に行われるか。 | 20 |
| | | 環境に配慮した管理運営となっているか。 | |
| | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | 必要な経費を見積もっているか。 | |
| 3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。 | 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。 | 30 |
| | | 収入及び支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。 | |
| | 安定的な運営が可能となる人的能力 | 収入及び支出の積算と事業計画との整合性は図られているか。 | |
| | | 収支計画の実現の可能性はあるか。 | |
| | 類似施設の運営実績 | 実績からして、たまララを良好に管理運営できる可能性はどうか。 | |
| 4 その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項 | 情報の管理 | 個人情報保護のための適切な措置がとられているか。 | 35 |
| | 公益性の理解 | 公の施設の管理に関し、公益性の理解があるか。 | |
| | 情報公開 | 玉名市情報公開条例の規定について、理解があるか。 | |
| | 危機管理体制 | 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 | |
| | 人権擁護 | 人権擁護のための適切な措置がとられているか。 | |
| | 苦情解決の方法 | 苦情解決の方法のための適切な措置がとられているか。 | |
| | 職員の継続雇用 | 職員の継続雇用についての計画は市の提示内容を反映しているか。 | |
| 合 計 | | | 155 |

観光ほっとプラザ「たまらら」指定管理候補者選定委員会集計表 【別添2】

| 審査基準 | 審査項目 | 配点 | 指定管理候補者 一般社団法人 玉名観光協会 |
|--|-----------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 | 施設の設置目的及び市が示した管理の基準 | 適・否 | 適 |
| | 住民の施設の平等な利用の確保 | | |
| 1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を発揮させるとともに、市が管理する場合に提供するサービスと同等以上のサービスを提供することができるものであること。 | 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 | 420点 (70点×6人) | 318 |
| | サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | | |
| | 施設等の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | | |
| 2 収支計画書の内容が、当該公の施設の管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。 | 施設の管理運営に係る経費の内容 | 120点 (20点×6人) | 88 |
| | 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | | |
| 3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力を有するものであること。 | 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 180点 (30点×6人) | 136 |
| | 安定的な運営が可能となる人的能力 | | |
| | 類似施設の運営実績 | | |
| 4 その他当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。 | 情報の管理 | 210点 (35点×6人) | 148 |
| | 公益性の理解 | | |
| | 情報公開 | | |
| | 危機管理体制 | | |
| | 人権擁護 | | |
| | 苦情解決の方法 職員の継続雇用 | | |
| 合計 | | 930点 (155点×6人) | 690 |